

神崎町賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、下記のとおりとなっております。

令和6年4月1日

神崎町農業委員会

【田(水稻)の部】

地区名	10a当たり賃借料			データ数
	平均額	最高額	最低額	
	円	円	円	筆
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	15,000	17,000	15,000	108
米沢地区	10,600	17,000	5,600	108

【畑(普通畑)の部】

地区名	10a当たり賃借料			データ数
	平均額	最高額	最低額	
	円	円	円	筆
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	賃貸借無し	賃貸借無し	賃貸借無し	0
米沢地区	8,200	15,000	4,100	24

- 1 データ数は、集計に用いた賃貸借件数(筆数)である。
- 2 データの集計にあたり、著しく高額または低額の賃借料は除外している。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 4 【田(水稻)の部】で、物納の場合は1俵あたり13,050円として換算している。